

自動車・同付属品製造業における荷姿の物を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
2	22~23	金型の部品を探していた際に、床に直置きした部品類の入ったケースに躓いて転倒し、左手をついたが骨折してしまった。	58	100~299
4	23~24	事務所内工場内にて製品を梱包する際に、ビニールを被せようとして振り上げた際に、胸部を製品容器にぶつけ肋骨を骨折した。	54	1000~9999
5	13~14	折り畳み敷きパレティーナに製品加工に使う金属型材料を詰め、それを2段重ねにして、フォークリフトでの運搬の為の荷造りをテント倉庫内で行っていた際、下段パレティーナの箱の形を維持するためのロックが抜けそうな状態であり修正しようとした。本来は上段パレティーナを降ろしてから下段の修正作業を行わなくてはならないところ、上段を降ろさず作業を実行してしまい、ロックが抜け、体勢を維持できなくなり、上段諸共倒壊し、その上段パレティーナが額に当たり負傷した。	51	10~29
5	21~22	ロス材を投入する作業をしていて、ロス材のパレットが1/3程度減った時点で大きく曲げた上体を起こし、体勢を戻した際に腰を痛めた。2日前からレザーロス材の手持ち移動の際に腰の違和感を感じていたが、作業を続けていたため今回の災害発生となった。	36	100~299
6	14~15	工場内の組立ラインとパレット置場の間にて、組立用の本体の入った箱をローラー式の台車へ移すため、箱を手前に引っ張った時に腰を痛めてしまった。	53	500~999
		本社鑄造場12号機において、停止していた鑄造機を再立ち上げしようとしたとこ		

6	6~7	ろ、安全ドアを閉めず、且つ、金型の割面に立っていた為、溶解したアルミが作業着に飛び移った。慌てて、作業着を脱ごうとしたが手間取り、その間に背中に火が回り火傷した。	32	50~ 99
7	11~ 12	当日は棚卸業務を行っており、高さ2mの場所で製品を数えていた。2段目のパレットに左足をかけ、3段目のパレットに右足をかけており、その際パレットが崩れそうになった為飛びおり、着地の際左足首を折った。	26	~ 299
7	10~ 11	AD7号炉の出側で、製品を治具から外し箱に入れる作業中、治具の入った箱がコロコンに溜まったので、前工程に治具を返すため、カゴティナーに箱を積み替える際に、6段目に箱を積んだときに左肘に痛みが発生した。	30	~ 999
9	15~ 16	フォークリフト燃料（プロパンガスボンベ20kg）を交換する為、腰の高さまで持ち上げた時、前に痛めていた右膝に激痛が走り、バランスを崩し転倒した時に、プロパンガスボンベと共に倒れ、ボンベで右膝内側を打撲したものである。	49	10~ 29
11	11~ 12	廃棄部品の仕分け作業の為、リーチフォークを使用し荷物を移動していたところ、荷物のバランスが悪かったので積み直しを行おうとリーチフォークから降りた際に左足を負傷した。	70	50~ 99
11	4~5	ラインで部品の入ったプラスチックコンテナを持ち上げた時に、脇腹に痛みを感じたのでその場でうずくまった。そのまま勤務を続けたが痛み到我慢できなくなり、後日診療を受けたところ右肋骨を骨折していた。	46	~ 299
12	16~17	工場内材料置場にて、3本をバンドでまとめてあるスチールコイル材（1本直径1m、重さ200kg程度）のバンドを切断し、右端のコイル材1本を転がしながら取り出そうとしたとき、コイル材を右腕で掴んだところ、3本のコイル材が右腕の方に倒れてきて、他のコイル材との間に右腕が挟まれ、打撲した。	26	10~ 29
12	8~9	当社事業場内にて、倒れた品物の片づけをしているとき、品物が一杯になった状態の箱と箱の間に右手薬指先（第一関節近くの爪の生え際）を挟み、負傷した。	46	10~ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html

